

勝馬投票券購入による競馬法違反事案に係る処分について

1. 処分を受ける者、処分内容、処分理由について

処分を受ける者	処分内容	処分理由	根拠法令等（施行規則の条項）
元騎手	競馬関与停止 2 年	競馬法の規定により罰金以上の刑に処せられた者	第 79 条第 16 号
元きゅう務員	競馬関与停止 3 年	競馬法の規定により罰金以上の刑に処せられた者	第 79 条第 16 号
元きゅう務員	競馬関与停止 3 年	競馬法の規定により罰金以上の刑に処せられた者	第 79 条第 16 号
元きゅう務員	競馬関与停止 3 年	競馬法の規定により罰金以上の刑に処せられた者	第 79 条第 16 号
元きゅう務員	競馬関与停止 3 年	競馬法の規定により罰金以上の刑に処せられた者	第 79 条第 16 号
元きゅう務員	競馬関与停止 2 年	競馬法の規定により罰金以上の刑に処せられた者	第 79 条第 16 号
元きゅう務員	競馬関与停止 2 年	競馬法の規定により罰金以上の刑に処せられた者	第 79 条第 16 号
元きゅう務員	競馬関与停止 2 年	競馬法の規定により罰金以上の刑に処せられた者	第 79 条第 16 号
元きゅう務員	競馬関与停止 2 年	競馬法の規定により罰金以上の刑に処せられた者	第 79 条第 16 号
元きゅう務員	競馬関与停止 2 年	競馬法の規定により罰金以上の刑に処せられた者	第 79 条第 16 号
長部 幸光調教師	戒告 賞典停止 20 日	指導監督不十分	第 84 条第 1 項第 2 号及び第 2 項
平田 義弘調教師	戒告 賞典停止 20 日	指導監督不十分	第 84 条第 1 項第 2 号及び第 2 項
西邑 春夫調教師	戒告 賞典停止 20 日	指導監督不十分	第 84 条第 1 項第 2 号及び第 2 項
金田 勇調教師	戒告 賞典停止 20 日	指導監督不十分	第 84 条第 1 項第 2 号及び第 2 項
槻舘 重人調教師	戒告 賞典停止 20 日	指導監督不十分	第 84 条第 1 項第 2 号及び第 2 項
谷 あゆみ調教師	戒告 賞典停止 20 日	指導監督不十分	第 84 条第 1 項第 2 号及び第 2 項
今井 茂雅調教師	戒告 賞典停止 20 日	指導監督不十分	第 84 条第 1 項第 2 号及び第 2 項

※処分の根拠法令等はいずれも「帯広市ばんえい競馬実施条例第 6 条」及び「帯広市ばんえい競馬実施条例施行規則」によるもの

2. 処分日 平成 28 年 12 月 13 日（競馬関与停止期間は、処分の日からとなる。）